

## よくある質問(FAQ)

- 申請主体について

→人口 15,000 人以下の地域を代表する自治体、DMO、観光協会等。

(申請主体は自治体に限りません。)

- 本部への申請について

→UN Tourism 加盟国政府(観光庁)がオンラインで申請します。各地域の皆さまは、直接 UN Tourism へ申請するのではなく、一度観光庁へ申請いただきます。

- 人口を証明する書類について

→国勢調査に関わらず、地域の人口が分かる公式で最新の資料をご用意ください。

- ベスト・ツーリズム・ビレッジに認められる地域数について

→各国から一度の申請で申請可能な地域は 8 地域までとなっております。なお、認定を受ける地域数については、上限はありません。(毎年追加される予定です。)

- 小規模な地域コミュニティが、同じ行政下にある地域内の他のコミュニティと共同で(複数の地域をひとつの塊とみなして)、申請することは可能ですか？

→2つ(またはそれ以上)の地域が1つのデスティネーションとしてプロモーションしている場合や、デスティネーションの集合体の一部である場合も、共同申請はできません。地域ごとに個別の申請が必要となります。

- 参加費用はかかりますか？

→参加費は無料です。

- 現在は世界で何地域がベスト・ツーリズム・ビレッジに認定されていますか？

→2021 年は 32 か国 44 地域、2022 年は 22 か国 32 地域、2023 年は 29 か国 54 地域がベスト・ツーリズム・ビレッジに認定されました。

日本からは、2021 年に北海道ニセコ町と京都府美山町が、2023 年に北海道美瑛町、宮城県奥松島地区、長野県白馬村、岐阜県白川村が認定されています。

- 最終的に UN Tourism に提出するのに必要な申請書類は？

→国内審査用に「概要プレゼンテーション資料」(日本語・最大 12 スライド)を提出していただきますが、UN Tourism へ申請する際には、プレゼン資料(英語)に加えて、「申請書類」を作成いただきつつ、「地域の PR 動画」(英語または英語字幕付・最大 2 分)、「地域の写真」(10 枚)をご用意いただく必要がありますので、上記の国内審査用の資料と並行してご準備いただくこととなります。

- 概要プレゼンテーション資料は、9つの評価項目(※)全てについて作成しなければいけませんか？

→全ての項目について資料を作成する必要があります。審査委員会でのプレゼンや、UN Tourism へ最終的に提出する資料にもなる予定なので、画像や図などを入れて視覚的に分かりやすい資料にしてください。

(※)9つの評価項目

- ①文化・自然資源
- ②文化資源の振興と保全
- ③経済分野の持続可能性
- ④社会分野の持続可能性
- ⑤環境分野の持続可能性
- ⑥観光の可能性と発展・バリューチェーン(価値連鎖)の強化
- ⑦観光分野のガバナンス
- ⑧アクセス・インフラ
- ⑨公衆衛生、安心・安全

- 地域の PR 動画とはどのような動画ですか？

→内容は問いませんが、地域がベスト・ツーリズム・ビレッジに相応しいということを示すような魅力ある映像の作成をご検討ください。

※UN Tourism の説明では、"A short video either in English or Spanish (maximum 2 minutes) telling us why the village should become a Best Tourism Village by UN Tourism."となっております。